**９　民暴被害者の救済**

**（１）定義**

民暴、すなわち、民事介入暴力とは「民事執行事件、倒産事件、債権取立事件その他民事紛争事件において、いわゆる事件屋、整理屋、取立屋又はこれに類する者が、当事者もしくは利害関係人又はこれらの代理人として、事件関係者に対して行使する暴力、脅迫その他の違法行為及び社会通念上権利の行使又はその実現のための限度を超える不相当な行為」である。

その主体の多くは次に述べる暴力団構成員、準構成員あるいは共生者と呼ばれるその周辺者であり、それゆえ暴力団組織に対する現状把握も重要である。

そして、民暴被害者とは、上記民事介入暴力の被害者であるところ、従来は、一般市民や企業が被害者として認識されていたが、近時は行政機関やその職員も多々被害に遭っているという実態（いわゆる行政対象暴力）も指摘されている。

**（２）現状**

民事介入暴力行為は、1992（平成4）年3月に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（通称「暴対法」）による取締強化を期待された。同法が制定されて既に20数年を経過したが、制定当初にあった、例えば名刺を出すなど暴力団員であることを露骨に示すような行為態様は減少したと言われつつ、他方で準構成員による犯行が増加し、暴力団構成員と下記で述べる「共生者」「密接交際者」と呼ばれる一般人の区別が困難になったとも言われる。

その結果、1992（平成4）年から2014（平成26）年までの暴力団構成員等の人員数について、構成員はおおむね減少傾向、準構成員は漸増傾向にあると言われていたが、最近は後述する暴排条例などによる取締により、構成員、準構成員も減少傾向にある（もっとも、その分、「共生者」「密接交際者」と言われる周辺者が増加して、暴力団の活動の不透明化が進行している）。なお、暴力団の構成員等の人員数は、2014（平成26）年末には暴力団構成員の総数は5万3500人（うち構成員2万2300人、準構成員3万1200人）となっている。

また、山口組・住吉会・稲川会の指定暴力団の上位3団体による寡占状態も相変わらずであり、2014（平成26）年でも上位3団体の構成員は全暴力団構成員の7割以上を占めており、中でも山口組の暴力団構成員（準構成員を含む）の数は、全暴力団構成員の総数の43.7％を占めており、一極集中の状態が続いていると言える（もっとも、周知のとおり、山口組は、六代目山口組と神戸山口組に分裂しており、今後山口組がどのようになるのか、現段階では不明である。）

暴力団による被害に関しては、いわゆる振込詐欺による被害も依然として非常に多く、それ以外にも、暴力団組織は、覚せい剤等違法薬物の密輸・密売、密入国の手引き、ピッキング窃盗団との関係、恐喝・脅迫・賭博等の犯罪にも多く関与しており、それらの対策についても今後さらに撲滅に向けた活動が必要となる。

なお、既述したとおり、近時は「共生者」「密接交際者」など暴力団と共生する者の存在も問題視されてきている。民暴被害を根絶させるためには、個々の民暴被害者の救済だけでなく、暴力団組織そのものを根絶させる必要がある。暴力団の本質は、「団体の威力を利用して暴力団員に資金獲得活動を行わせて利益の獲得を追及するところにある」（後記藤武事件最高裁判決の判示）のであり、組織をあげて資金獲得活動を行っているのであるから、暴力団組織根絶のためには、暴力団へ流れる資金を遮断することが重要であり、その点からしても、「共生者」や「密接交際者」の存在はそれを妨害するものとして、今後はかかる暴力団周辺者に対する警戒も要するところである。

**（３）暴力団組長に対する責任追及について**

暴力団による民事介入暴力に対する対策の一例をあげると、暴力団組長に対する責任追及、いわゆる「組長訴訟」があげられる。

警察官に対する発砲誤殺事件（いわゆる「藤武事件」と呼ばれるもの）に関して、被害者の遺族が山口組組長及びその傘下の組織組長に対して民事上の使用者責任を求めていた損害賠償請求訴訟で、最高裁は、当時の山口組組長らにその三次組織の組員による発砲・殺害行為の損害賠償責任を肯定した（最高裁平成16年11月12日判決）。その後、この山口組組長（5代目）は6代目に交代しており、一説にはこの藤武事件最高裁判決がきっかけとも言われている。それが事実だとすれば、組長訴訟は暴力団側から見ても相当脅威となっているものと思われる。

上記藤武事件後、東弁の民暴委員会において、住吉会の四次団体の構成員らが韓国人留学生を拳銃で誤殺した殺人事件（いわゆる「ユン事件」）に関して、住吉会のトップに対する責任を追及する訴訟を2005（平成17）年2月28日、東京地裁に提起していたが、2007（平成19）年9月20日、実行犯とともにトップの使用者責任とナンバー2の代理監督者責任を認める判決が出された（判例時報2000号54頁）。このユン事件は藤武事件のように明らかな抗争事件の存在などは見られないが、やられたらやり返せなどといった暴力団特有の行動原理が原因で起きた事件であり、組長の責任が当然に認められるべき類型の事件と見られる。なお、住吉会でもユン事件提起後に住吉会住吉一家の6代目が7代目へと交代しており、暴力団側が組長訴訟に対して実質的なトップに責任追及されない方法を検討している様子もうかがわれるところである（このユン事件は、判例時報の事案説明中で言及されているとおり、その後、控訴審の東京高裁で1審判決を上回る額の損害金を住吉会側が支払う内容で和解が成立した。）。

さらに、2004（平成16）年に暴対法が改正され、民法715条を根拠とする場合と比較し、被害者側の立証の負担を減少させる改正がなされた。

実際、2009（平成21）年7月に、我が国最大の暴力団組織である六代目山口組の代表者(組長)に対し、東京の三弁護士会の民暴委員が代理人となり、東京地方裁判所に対し、前記暴対法31条の2に基づく損害賠償請求の訴えを、全国で初めて提起し、2011（平成23）年1月24日、組長側が被害者に金員を支払うことで和解が成立した。その後も、上記訴訟に続くべく、同法31条の2を根拠とした訴訟が次々と提起されている。

**（４）暴力団排除条例**

地方公共団体の条例で、暴力団排除に関して具体的施策を定め、地域住民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するための規定である暴力団排除条例が制定されてきており、東京都においても、2011（平成23）年3月11日に制定され、同年10月1日から施行されている。東京都暴力団排除条例で特徴的なことは、これまでも、①暴力団を恐れない②暴力団に金を出さない③暴力団を利用しないという、いわゆる「3ない運動」がなされてきたところ、これに加え、『暴力団と交際しない』という、暴力団（構成員）と一切の接触をしないということで、一定の要件の下ではあるが、暴力団と関わった事業者に対し、是正・勧告・事業者名の公表措置が定められた。

**（５）救済（対策）**

民暴被害者の救済は、民暴の撲滅と並ぶ民暴対策の重要課題であり、日常的になされる警察や自治体窓口における相談などの救済方法以外に、具体的には以下の機関との協力を通じての救済方法が考えられる。

①　日弁連や関弁連における民暴研究や対策の推進。

②　各単位会の民暴委員会における民暴研究や対策の推進、また各単位会の法律相談窓口における法律相談・助言等。

③　民事介入暴力被害者救済センターにおける相談・助言等。

④　財団法人暴力追放運動推進都民センターにおける相談・助言等。

⑤　社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）などその他の各関係団体における相談・助言等。

　　　実際、上記①ないし⑤の活動も活発に行われているところであり、例をあげると、①の日弁連民暴対策委員会においては、消費者問題対策委員会などと協力して「ヤミ金融」等の一般市民に対して大規模な被害を及ぼす組織犯罪について、国が「犯罪被害財産を犯人から確保・剥奪し犯罪被害者に分配するなどして被害回復を図る」制度を速やかに整備するよう提言してきて、2006（平成18）年6月13日不正収益剥奪に関する2法案が可決成立している（日弁連民暴対策ニュース・2006（平成18）年9月1日　第32号参照）。

民暴は、日々刻々と巧妙化・凶悪化などして姿形を変えて一般市民に襲いかかるものであるから、民暴被害者の救済を図るためには、我々弁護士側の日頃の研究・研鑽・関係機関との連携が重要かつ必須のものである。

これらのものとしては、各弁護士会での弁護士研修、委員会内における研究、民暴大会での情報交換・研究発表、各弁護士会同士での情報交換、警察及び関係官庁との勉強会や情報交換・協力体制の確立などがある。

上記各種研修や研究・研鑽がなければ、我々弁護士側としても、民暴ことに新たな形態のものに効果的な対応が困難となるし、知識不足や恐怖感から民暴被害者を放置してしまう事態を引き起こしかねない。そのような事態の発生を防ぐためにも、弁護士の日々の努力が強く期待される。